|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成　26年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　薮崎　幸裕　様  藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第64号議案  藤枝市税条例等の  一部を改正する条例 | 平成26年度地方税法等の一部改正に関する本市財政と、市民生活に及ぼす影響について。  新たに税率4,4％の地方法人税（仮称）創設と法人税率の引き下げの同時実施で納税企業への影響はどうなるのか。  また、この措置は消費税率引き上げに伴って交付税の交付団体・不交付団体の格差が広がる事による対策とされているが、その効果は見込めるのか。  平成27年4月以降に新規取得される新車軽自動車税の標準税率引き上げと、平成28年度分から新規検査から13年を経過した軽自動車等の20%もの重課の実施によって、乗用自家用車は1、8倍もの税率引き上げになる。本市市民のどれだけの人（台数）に増税の影響が出るのか。  同時に、原付自転車及び二輪車の標準税率（最も利用台数が多い原付自転車は2倍化、最少の引き上げ幅である250ｃｃ超二輪車でも1,5倍の増税）引き上げによる影響。  市財政への影響について、一連の増税の実施と自動車業界の要望によって導入された自動車取得税の引き下げで、今回の一連の地方税法の改正で平成28年度における藤枝市財政への影響はどうなっているか。  市民にも大変な額の増税、市財政へは減収になるはずであり、一方で大儲けしている自動車業界の為には減税をする。根源は国の制度改悪であるが、粛々と実施すると言う立場でよいのか。 | |